

新旧対照表

○生活保護法施行細則

改正後	改正前
生活保護法施行細則	生活保護法施行細則
平成二年三月三十一日	平成二年三月三十一日
規則第三十三号	規則第三十三号
改正 平成 四年 五月一五日規則第 平成 六年 八月三〇日規則第	改正 平成 四年 五月一五日規則第 平成 六年 八月三〇日規則第
七二号 四九号	七二号 四九号
平成 六年 九月二九日規則第 平成 一三年 三月三〇日規則第	平成 六年 九月二九日規則第 平成 一三年 三月三〇日規則第
五八号 六〇号	五八号 六〇号
平成一六年 四月 一日規則第 平成一七年 三月二九日規則第	平成一六年 四月 一日規則第 平成一七年 三月二九日規則第
七三号 四六号	七三号 四六号
平成一八年 五月一二日規則第 平成一九年 三月三〇日規則第	平成一八年 五月一二日規則第 平成一九年 三月三〇日規則第
九三号 二六号	九三号 二六号
平成二六年 八月二六日規則第 平成二七年 二月 四日規則第	平成二六年 八月二六日規則第 平成二七年 二月 四日規則第
四八号 六五号	四八号 六五号
平成二七年 二月二八日規則第 平成三〇年 九月 七日規則第	平成二七年 二月二八日規則第 平成三〇年 九月 七日規則第
八八号 五五号	八八号 五五号
平成三〇年 二月二八日規則第 令和 四年 二月二八日規則第	平成三〇年 二月二八日規則第 令和 四年 二月二八日規則第
六七号 八号	六七号 八号
生活保護法施行細則	生活保護法施行細則
(趣旨)	(趣旨)
第一条 この規則は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）の施行に関し、生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	第一条 この規則は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）の施行に関し、生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第二条 この規則において「健康福祉センター長」とは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第五項に規定する事務をつかさどる県が設置した健康福祉センターの長をいう。	第二条 この規則において「健康福祉センター長」とは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第五項に規定する事務をつかさどる県が設置した健康福祉センターの長をいう。
一部改正〔平成一三年規則六〇号・一六年七三号〕	一部改正〔平成一三年規則六〇号・一六年七三号〕
(保護開始申請書等)	(保護開始申請書等)
第三条 次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式によるも	第三条 次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式によるも

のとする。

一 法第二十四条第一項に規定する申請書 保護開始申請書（別記第一号様式）

二 法第二十四条第九項において準用する同条第一項に規定する申請書 保護変更申請書（別記第二号様式）

2 前項第一号に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 資産申告書（別記第三号様式）

二 収入申告書（別記第四号様式）

三 同意書（別記第五号様式）

3 健康福祉センター長は、次の各号に掲げる書類その他の保護の決定に関し必要と認める書類を第一項各号に規定する申請書に添付させることができる。

一 給与証明書（別記第六号様式）

二 家賃、地代等の額を証する書類

三 住宅補修計画書（別記第七号様式）

四 生業計画書（別記第八号様式）

一部改正（平成一六年規則七三号・二六年四八号）

（保護決定通知書等の様式）

第四条 次の各号に掲げる書面は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

一 法第二十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び法第二十五条第二項に規定する書面 次に掲げる区分に応じ定める様式

イ 保護の開始又は変更を要すると決定した場合 保護決定通知書（別記第九号様式）

ロ 保護を要しないと決定した場合 保護申請却下通知書（別記第十号様式）

二 法第二十六条に規定する書面 保護停止（廃止）決定通知書（別記第十一号様式）

一部改正（平成二六年規則四八号）

（検診命令書等）

第五条 健康福祉センター長は、法第二十八条第一項の規定により要保護者に対し検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書（別記第十二号様式）を交付して行うものとする。

のとする。

一 法第二十四条第一項に規定する申請書 保護開始申請書（別記第一号様式）

二 法第二十四条第九項において準用する同条第一項に規定する申請書 保護変更申請書（別記第二号様式）

2 前項第一号に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 資産申告書（別記第三号様式）

二 収入申告書（別記第四号様式）

三 同意書（別記第五号様式）

3 健康福祉センター長は、次の各号に掲げる書類その他の保護の決定に関し必要と認める書類を第一項各号に規定する申請書に添付させることができる。

一 給与証明書（別記第六号様式）

二 家賃、地代等の額を証する書類

三 住宅補修計画書（別記第七号様式）

四 生業計画書（別記第八号様式）

一部改正（平成一六年規則七三号・二六年四八号）

（保護決定通知書等の様式）

第四条 次の各号に掲げる書面は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

一 法第二十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び法第二十五条第二項に規定する書面 次に掲げる区分に応じ定める様式

イ 保護の開始又は変更を要すると決定した場合 保護決定通知書（別記第九号様式）

ロ 保護を要しないと決定した場合 保護申請却下通知書（別記第十号様式）

二 法第二十六条に規定する書面 保護停止（廃止）決定通知書（別記第十一号様式）

一部改正（平成二六年規則四八号）

（検診命令書等）

第五条 健康福祉センター長は、法第二十八条第一項の規定により要保護者に対し検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書（別記第十二号様式）を交付して行うものとする。

2 健康福祉センター長は、法第二十八条第一項の規定により検診を受けるべき旨を命じられた要保護者の検診を行うこととなる医療機関に対し、検診書・検診料請求書（別記第十三号様式）を交付するものとする。

一部改正〔平成一六年規則七三号〕

（扶養届出書等）

第六条 健康福祉センター長は、要保護者の扶養義務者に対し扶養義務の履行について照会するときは、扶養届出書（別記第十四号様式）を交付して行うものとする。

2 健康福祉センター長は、法第二十四条第八項の規定により扶養義務者に対し通知するときは、保護開始決定通知書（別記第十四号様式の二）を交付して行うものとする。

3 健康福祉センター長は、法第二十八条第二項の規定により扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、報告依頼書（別記第十四号様式の三）を交付して行うものとする。

一部改正〔平成一六年規則七三号・二六年四八号〕

（生活保護法医療券等）

第七条 健康福祉センター長は、医療扶助の現物給付を次の各号に掲げる書類を交付して行うものとする。

- 一 生活保護法医療券・調剤券（別記第十五号様式）
- 二 生活保護法治療材料券（別記第十六号様式）
- 三 生活保護法施術券（別記第十七号様式）
- 四 生活保護法による施術費給付承認書（別記第十八号様式）

2 健康福祉センター長は、介護扶助の現物給付を生活保護法介護券（別記第十九号様式）を交付して行うものとする。

一部改正〔平成四年規則七二号・一三年六〇号・一六年七三号〕

（申請書、届出書等の様式）

第八条 次の各号に掲げる申請、届出その他の行為は、それぞれ当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。

- 一 法第四十一条第五項の規定による認可の申請 保護施設変更認可申請書（別記第二十号様式）
- 二 法第四十二条の規定による認可の申請 保護施設休止（廃止）認可申請書（別記第二十一号様式）
- 三 法第四十八条第四項の規定による届出 利用被保護者状況変動届出書（別記第二十二号様式）

2 健康福祉センター長は、法第二十八条第一項の規定により検診を受けるべき旨を命じられた要保護者の検診を行うこととなる医療機関に対し、検診書・検診料請求書（別記第十三号様式）を交付するものとする。

一部改正〔平成一六年規則七三号〕

（扶養届出書等）

第六条 健康福祉センター長は、要保護者の扶養義務者に対し扶養義務の履行について照会するときは、扶養届出書（別記第十四号様式）を交付して行うものとする。

2 健康福祉センター長は、法第二十四条第八項の規定により扶養義務者に対し通知するときは、保護開始決定通知書（別記第十四号様式の二）を交付して行うものとする。

3 健康福祉センター長は、法第二十八条第二項の規定により扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、報告依頼書（別記第十四号様式の三）を交付して行うものとする。

一部改正〔平成一六年規則七三号・二六年四八号〕

（生活保護法医療券等）

第七条 健康福祉センター長は、医療扶助の現物給付を次の各号に掲げる書類を交付して行うものとする。

- 一 生活保護法医療券・調剤券（別記第十五号様式）
- 二 生活保護法治療材料券（別記第十六号様式）
- 三 生活保護法施術券（別記第十七号様式）
- 四 生活保護法による施術費給付承認書（別記第十八号様式）

2 健康福祉センター長は、介護扶助の現物給付を生活保護法介護券（別記第十九号様式）を交付して行うものとする。

一部改正〔平成四年規則七二号・一三年六〇号・一六年七三号〕

（申請書、届出書等の様式）

第八条 次の各号に掲げる申請、届出その他の行為は、それぞれ当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。

- 一 法第四十一条第五項の規定による認可の申請 保護施設変更認可申請書（別記第二十号様式）
- 二 法第四十二条の規定による認可の申請 保護施設休止（廃止）認可申請書（別記第二十一号様式）
- 三 法第四十八条第四項の規定による届出 利用被保護者状況変動届出書（別記第二十二号様式）

四 法第六十一条の規定による届出 生計状況等変動届出書（別記第二十三号様式）

五 法第七十八条の二第一項又は第二項の規定による申出 徴収金等支払申出書（別記第二十三号様式の二）

2 次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

一 施行規則第一条第五項に規定する申請書 葬祭扶助申請書（別記第二十四号様式）

二 法第四十一条第二項に規定する申請書 保護施設設置認可申請書（別記第二十五号様式）

一部改正〔平成六年規則四九号・一三年六〇号・二六年四八号〕
（就労自立給付金申請書等）

第九条 施行規則第十八条の四第一項に規定する申請書は、就労自立給付金申請書（別記第二十六号様式）によるものとする。

2 健康福祉センター長は、法第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給を決定したときは、申請者に対し、就労自立給付金支給決定通知書（別記第二十七号様式）により通知するものとする。

3 健康福祉センター長は、法第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給の申請を却下したときは、申請者に対し、就労自立給付金支給申請却下通知書（別記第二十八号様式）により通知するものとする。

追加〔平成二六年規則四八号〕

（進学・就職準備給付金申請書等）

第十条 施行規則第十八条の九第一項に規定する申請書は、進学・就職準備給付金申請書（別記第二十九号様式）によるものとする。

2 健康福祉センター長は、法第五十五条の五第一項の規定による進学・就職準備給付金の支給を決定したときは、申請者に対し、進学・就職準備給付金支給決定通知書（別記第三十号様式）により通知するものとする。

3 健康福祉センター長は、法第五十五条の五第一項の規定による進学・就職準備給付金の支給の申請を却下したときは、申請者に対し、進学・就職準備給付金支給申請却下通知書（別記第三十一号様式）により通知するものとする。

追加〔平成三〇年規則五五号〕

附 則
（施行期日）

四 法第六十一条の規定による届出 生計状況等変動届出書（別記第二十三号様式）

五 法第七十八条の二第一項又は第二項の規定による申出 徴収金等支払申出書（別記第二十三号様式の二）

2 次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

一 施行規則第一条第五項に規定する申請書 葬祭扶助申請書（別記第二十四号様式）

二 法第四十一条第二項に規定する申請書 保護施設設置認可申請書（別記第二十五号様式）

一部改正〔平成六年規則四九号・一三年六〇号・二六年四八号〕
（就労自立給付金申請書等）

第九条 施行規則第十八条の四第一項に規定する申請書は、就労自立給付金申請書（別記第二十六号様式）によるものとする。

2 健康福祉センター長は、法第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給を決定したときは、申請者に対し、就労自立給付金支給決定通知書（別記第二十七号様式）により通知するものとする。

3 健康福祉センター長は、法第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給の申請を却下したときは、申請者に対し、就労自立給付金支給申請却下通知書（別記第二十八号様式）により通知するものとする。

追加〔平成二六年規則四八号〕

（進学準備給付金申請書等）

第十条 施行規則第十八条の九第一項に規定する申請書は、進学準備給付金申請書（別記第二十九号様式）によるものとする。

2 健康福祉センター長は、法第五十五条の五第一項の規定による進学準備給付金の支給を決定したときは、申請者に対し、進学準備給付金支給決定通知書（別記第三十号様式）により通知するものとする。

3 健康福祉センター長は、法第五十五条の五第一項の規定による進学準備給付金の支給の申請を却下したときは、申請者に対し、進学準備給付金支給申請却下通知書（別記第三十一号様式）により通知するものとする。

追加〔平成三〇年規則五五号〕

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。
(千葉県生活保護法施行細則の廃止)
- 2 千葉県生活保護法施行細則(昭和三十七年千葉県規則第四十二号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による廃止前の千葉県生活保護法施行細則(以下「廃止前の規則」という。)の規定により交付されている通知書等は、この規則の相当規定により交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に廃止前の規則の規定により提出されている申請書等は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 5 この規則の施行前に廃止前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則(平成四年五月十五日規則第七十二号)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に改正前の生活保護法施行細則の規定により調整した用紙は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則(平成六年八月三十日規則第四十九号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成六年九月二十九日規則第五十八号)
この規則は、平成六年十月一日から施行する。
附 則(平成十三年三月三十日規則第六十号)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に改正前の生活保護法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則(平成十六年四月一日規則第七十三号)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。
(千葉県生活保護法施行細則の廃止)
- 2 千葉県生活保護法施行細則(昭和三十七年千葉県規則第四十二号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による廃止前の千葉県生活保護法施行細則(以下「廃止前の規則」という。)の規定により交付されている通知書等は、この規則の相当規定により交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に廃止前の規則の規定により提出されている申請書等は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 5 この規則の施行前に廃止前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則(平成四年五月十五日規則第七十二号)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に改正前の生活保護法施行細則の規定により調整した用紙は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則(平成六年八月三十日規則第四十九号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成六年九月二十九日規則第五十八号)
この規則は、平成六年十月一日から施行する。
附 則(平成十三年三月三十日規則第六十号)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に改正前の生活保護法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則(平成十六年四月一日規則第七十三号)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の生活保護法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第四十六号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年五月十二日規則第九十三号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の生活保護法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十九年三月三十日規則第二十六号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年八月二十六日規則第四十八号）
（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の生活保護法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十七年十二月四日規則第六十五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十八日規則第八十八号）
（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の生活保護法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成三十年九月七日規則第五十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年十二月二十八日規則第六十七号）
この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の生活保護法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第四十六号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年五月十二日規則第九十三号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の生活保護法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十九年三月三十日規則第二十六号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年八月二十六日規則第四十八号）
（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の生活保護法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十七年十二月四日規則第六十五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十八日規則第八十八号）
（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の生活保護法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成三十年九月七日規則第五十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年十二月二十八日規則第六十七号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年二月二十八日規則第八号)
この規則は、令和四年三月一日から施行する。

別 記

第一号様式
(第三条第一項第一号)
全部改正〔平成27年規則88号〕、一部改正〔令和4年規則8号〕

第二号様式
(第三条第一項第二号)
一部改正〔平成16年規則73号・26年48号・令和4年8号〕

第三号様式
(第三条第二項第一号)
一部改正〔平成16年規則73号・令和4年8号〕

第四号様式
(第三条第二項第二号)
一部改正〔平成16年規則73号・令和4年8号〕

第五号様式
(第三条第二項第三号)
全部改正〔平成26年規則48号〕、一部改正〔令和4年規則8号〕

第六号様式
(第三条第三項第一号)
一部改正〔令和4年規則8号〕

第七号様式
(第三条第三項第三号)
一部改正〔令和4年規則8号〕

第八号様式
(第三条第三項第四号)

第九号様式
(第四条第一号イ)
一部改正〔平成16年規則73号・17年46号・26年48号・27年65号〕

第十号様式
(第四条第一号ロ)
一部改正〔平成16年規則73号・17年46号・26年48号・27年65号〕

第十一号様式
(第四条第二号)

附 則 (令和四年二月二十八日規則第八号)
この規則は、令和四年三月一日から施行する。

別 記

第一号様式
(第三条第一項第一号)
全部改正〔平成27年規則88号〕、一部改正〔令和4年規則8号〕

第二号様式
(第三条第一項第二号)
一部改正〔平成16年規則73号・26年48号・令和4年8号〕

第三号様式
(第三条第二項第一号)
一部改正〔平成16年規則73号・令和4年8号〕

第四号様式
(第三条第二項第二号)
一部改正〔平成16年規則73号・令和4年8号〕

第五号様式
(第三条第二項第三号)
全部改正〔平成26年規則48号〕、一部改正〔令和4年規則8号〕

第六号様式
(第三条第三項第一号)
一部改正〔令和4年規則8号〕

第七号様式
(第三条第三項第三号)
一部改正〔令和4年規則8号〕

第八号様式
(第三条第三項第四号)

第九号様式
(第四条第一号イ)
一部改正〔平成16年規則73号・17年46号・26年48号・27年65号〕

第十号様式
(第四条第一号ロ)
一部改正〔平成16年規則73号・17年46号・26年48号・27年65号〕

第十一号様式
(第四条第二号)

一部改正〔平成6年規則58号・16年73号・17年46号・27年65号〕
第十二号様式
(第五条第一項)
一部改正〔平成16年規則73号・17年46号・26年48号〕
第十三号様式
(第五条第二項)
一部改正〔平成16年規則73号・令和4年8号〕
第十四号様式
(第六条第一項)
全部改正〔平成26年規則48号〕、一部改正〔令和4年規則8号〕
第十四号様式の二
(第六条第二項)
追加〔平成26年規則48号〕
第十四号様式の三
(第六条第三項)
追加〔平成26年規則48号〕
第十五号様式
(第七条第一項第一号)
全部改正〔平成13年規則60号〕、一部改正〔平成16年規則73号・18年93号・19年26号〕
第十六号様式
(第七条第一項第二号)
一部改正〔平成13年規則60号・16年73号・令和4年8号〕
第十七号様式
(第七条第一項第三号)
一部改正〔平成13年規則60号・16年73号・令和4年8号〕
第十八号様式
(第七条第一項第四号)
一部改正〔平成13年規則60号・16年73号・令和4年8号〕
第十九号様式
(第七条第二項)
全部改正〔平成18年規則93号〕、一部改正〔平成19年規則26号〕
第二十号様式
(第八条第一項第一号)

一部改正〔平成6年規則58号・16年73号・17年46号・27年65号〕
第十二号様式
(第五条第一項)
一部改正〔平成16年規則73号・17年46号・26年48号〕
第十三号様式
(第五条第二項)
一部改正〔平成16年規則73号・令和4年8号〕
第十四号様式
(第六条第一項)
全部改正〔平成26年規則48号〕、一部改正〔令和4年規則8号〕
第十四号様式の二
(第六条第二項)
追加〔平成26年規則48号〕
第十四号様式の三
(第六条第三項)
追加〔平成26年規則48号〕
第十五号様式
(第七条第一項第一号)
全部改正〔平成13年規則60号〕、一部改正〔平成16年規則73号・18年93号・19年26号〕
第十六号様式
(第七条第一項第二号)
一部改正〔平成13年規則60号・16年73号・令和4年8号〕
第十七号様式
(第七条第一項第三号)
一部改正〔平成13年規則60号・16年73号・令和4年8号〕
第十八号様式
(第七条第一項第四号)
一部改正〔平成13年規則60号・16年73号・令和4年8号〕
第十九号様式
(第七条第二項)
全部改正〔平成18年規則93号〕、一部改正〔平成19年規則26号〕
第二十号様式
(第八条第一項第一号)

一部改正〔平成13年規則60号・令和4年8号〕
第二十一号様式
(第八条第一項第二号)
一部改正〔平成13年規則60号・令和4年8号〕
第二十二号様式
(第八条第一項第三号)
一部改正〔平成13年規則60号・16年73号・令和4年8号〕
第二十三号様式
(第八条第一項第四号)
一部改正〔平成6年規則49号・13年60号・16年73号・令和4年8号〕
第二十三号様式の二
(第八条第一項第五号)
追加〔平成26年規則48号〕、一部改正〔平成30年規則67号・令和4年8号〕
第二十四号様式
(第八条第二項第一号)
一部改正〔平成6年規則49号・13年60号・16年73号・26年48号・令和4年8号〕
第二十五号様式
(第八条第二項第二号)
一部改正〔平成6年規則49号・13年60号・令和4年8号〕
第二十六号様式
(第九条第一項)
追加〔平成26年規則48号〕、一部改正〔令和4年規則8号〕
第二十七号様式
(第九条第二項)
追加〔平成26年規則48号〕、一部改正〔平成27年規則65号〕
第二十八号様式
(第九条第三項)
追加〔平成26年規則48号〕、一部改正〔平成27年規則65号〕
第二十九号様式
(第十条第一項)
追加〔平成30年規則55号〕、一部改正〔令和4年規則8号〕
第三十号様式

一部改正〔平成13年規則60号・令和4年8号〕
第二十一号様式
(第八条第一項第二号)
一部改正〔平成13年規則60号・令和4年8号〕
第二十二号様式
(第八条第一項第三号)
一部改正〔平成13年規則60号・16年73号・令和4年8号〕
第二十三号様式
(第八条第一項第四号)
一部改正〔平成6年規則49号・13年60号・16年73号・令和4年8号〕
第二十三号様式の二
(第八条第一項第五号)
追加〔平成26年規則48号〕、一部改正〔平成30年規則67号・令和4年8号〕
第二十四号様式
(第八条第二項第一号)
一部改正〔平成6年規則49号・13年60号・16年73号・26年48号・令和4年8号〕
第二十五号様式
(第八条第二項第二号)
一部改正〔平成6年規則49号・13年60号・令和4年8号〕
第二十六号様式
(第九条第一項)
追加〔平成26年規則48号〕、一部改正〔令和4年規則8号〕
第二十七号様式
(第九条第二項)
追加〔平成26年規則48号〕、一部改正〔平成27年規則65号〕
第二十八号様式
(第九条第三項)
追加〔平成26年規則48号〕、一部改正〔平成27年規則65号〕
第二十九号様式
(第十条第一項)
追加〔平成30年規則55号〕、一部改正〔令和4年規則8号〕
第三十号様式

(第十条第二項)

追加〔平成30年規則55号〕

第三十一号様式

(第十条第三項)

追加〔平成30年規則55号〕

(第十条第二項)

追加〔平成30年規則55号〕

第三十一号様式

(第十条第三項)

追加〔平成30年規則55号〕

進学・就職準備給付金申請書

年 月 日

健康福祉センター長 様

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者) 氏 名

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

世帯主の氏名	
申請者の生年月日	年 月 日
進学先又は就職先 (大学等名、会社名等)	
進学後又は就職後の居住先 (該当する□にレ印を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 進学前又は就職前の住居と同じ <input type="checkbox"/> 転居により進学前又は就職前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。) ()
就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由	

添付書類

- 進学・就職準備給付金の振込先 (進学する者又は就職する者の口座に限る。) の預金通帳等の写し (金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの)
- 進学の場合にあっては、次に掲げる書類
 - 入学手続きに着手していることが確認できる次のいずれかの書類
 - 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - 入学金の延納 (進学後に納付することをいう。) を申請した書類の写し
 - 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書又は進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し
 - 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
 - その他支給決定に当たり必要な書類
- 就職の場合にあっては、次に掲げる書類
 - 就職する見込みであることが確認できる次のいずれかの書類
 - 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
 - その他支給決定に当たり必要な書類

注 上記2又は3の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書又は就職先の内定通知書及び賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、入学するまで又は就職するまでに、これらの書類を改めて提出してください。

進学準備給付金申請書

年 月 日

健康福祉センター長 様

申請者 住所又は居所
(大学等に進学する者) 氏 名

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

世帯主の氏名	
大学等に進学する者の生年月日	年 月 日
進学先学校名	
進学後の居住先 (該当する□にレ印を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 大学等進学前の住居と同じ <input type="checkbox"/> 転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。) (居住 (予定) 地)

添付書類

- 入学手続きに着手していることが確認できる次のいずれかの書類
 - 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - 入学金の延納 (進学後に納付することをいう。) を申請した書類の写し
 - 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書又は進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し
 - 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し
 - その他支給決定に当たり必要な書類
 - 進学準備給付金の振込先 (大学等に進学する者の口座に限る。) の預金通帳等の写し (金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの)
- 注 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書又は賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでに、これらの書類を改めて提出してください。

進学・就職準備給付金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

健康福祉センター長 団

年 月 日付で申請のありました生活保護法による進学・就職準備給付金の支給を、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 支給額
円
- 2 進学・就職準備給付金の支給年月日
年 月 日
- 3 その他

注 進学・就職準備給付金は、所得税及び個人住民税は課されず、また、国税及び地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

備考 この通知書の末尾に就労自立給付金支給決定通知書（別記第27号様式）と同じ教示文を付すること。

進学準備給付金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

健康福祉センター長 団

年 月 日付で申請のありました生活保護法による進学準備給付金の支給を、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 支給額
円
- 2 進学準備給付金の支給年月日
年 月 日
- 3 その他

注 進学準備給付金は、所得税及び個人住民税は課されず、また、国税及び地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

備考 この通知書の末尾に就労自立給付金支給決定通知書（別記第27号様式）と同じ教示文を付すること。

進学・就職準備給付金支給申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

健康福祉センター長 印

年 月 日付で申請のありました生活保護法による進学・就職準備給付金の支給については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

記

- 1 却下の理由
- 2 その他

備考 この通知書の末尾に就労自立給付金支給申請却下通知書（別記第28号様式）と同じ教示文を付すること。

進学準備給付金支給申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

健康福祉センター長 印

年 月 日付で申請のありました生活保護法による進学準備給付金の支給については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

記

- 1 却下の理由
- 2 その他

備考 この通知書の末尾に就労自立給付金支給申請却下通知書（別記第28号様式）と同じ教示文を付すること。